

佐賀県産業イノベーションセンターものづくり企業イノベーション促進事業費
補助金審査基準

審査項目及び観点

項目	観点
事業内容の妥当性	事業目的が補助事業の趣旨及び交付対象の事業に合致するか。
事業実施の妥当性	事業に伴う効果が短期的に終わるものではなく、長期的に及ぶことを想定したものになっているか。
事業計画の妥当性	(1) 課題の把握が十分にできており、当該課題の解決が見込める事業計画となっているか。 (2) 事業の計画は、クリエイター等との連携を前提とし、かつ連携するメリットを整理した適切な計画となっているか。 (3) 事業の計画に係る経費の積算は適切か（事業に直接の関わりのない経費等が積算されていないか。）。
実現可能性	(1) 事業は定められた期間内に完了することが見込まれるか。 (2) 事業に係る資金調達の計画は実行性があるものと見込まれるか。
事業実施の効果・波及性	事業の内容が新たな取組であって、波及性がありかつ将来性があるものと見込まれるか。
対象事業としての妥当性	全体を通して対象事業として妥当か。

注 審査の経過等について、公表しないものとする。